

土地収用法第42条第1項の規定により、京都府収用委員会から同法第40条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けましたので、同法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定により、権利を害されるおそれのある者は、縦覧期間中に同法第43条の規定により京都府収用委員会（京都府庁内）に意見書を提出することができます。

平成23年9月27日

京都市北区長 大森 憲

1 これらの書類に係る土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地目（登記簿上）
京都市北区紫竹上堀川町	15番	宅地

2 縦覧場所

京都市北区紫野東御所田町33番地1

北区役所区民部総務課

3 縦覧期間及び時間

平成23年9月27日から平成23年10月11日まで

ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

午前8時30分から午後5時15分まで

(北区役所区民部総務課)